

農業研修中の生活資金等について助成し、円滑な就農を支援します！

## 令和5年度 新規就農者ステップアップ支援事業

新規就農者が研修先として市内の農家等で就農に向けた研修を受ける場合に、研修給付金および研修指導料を給付します。

### 研修生の要件

次の1～9のすべてを満たす市内在住者または研修終了までに転入することが見込まれる者

- 1 新規就農を希望する者で、農業経営を開始していないこと
- 2 研修終了後1年以内に市内で就農し、2年以上継続して農業経営を行うこと
- 3 研修開始年度の4月1日現在において18歳以上の者で、かつ就農時の年齢が60歳未満の者であること
- 4 受入農家等の3親等以内の親族でないこと
- 5 国・県等が行う新規就農者への研修に対する支援等を受けていないこと
- 6 研修中の事故による怪我等に備えて、傷害保険等に参加すること
- 7 常勤(週35時間以上で継続的に労働するもの)の雇用契約を締結していないこと
- 8 生活費の確保を目的としたその他の事業による給付等を受けていないこと
- 9 市税の滞納がないこと

### 受入農家等の要件

次のいずれかに該当する者

- 1 認定農業者
- 2 市内で農業経営を5年以上行っている者

### 研修期間

研修生1人につき2年以内

1月における研修日数は、原則として20日以上

給付金額		
研修給付金	市内在住者	研修生1人当たり月額100,000円 夫婦で研修する場合は、1組当たり月額150,000円
	転入予定者	研修生1人当たり月額125,000円 夫婦で研修する場合は、1組当たり月額187,500円
研修指導給付金	—	研修生1人当たり日額1,500円(上限額:月額30,000円) 夫婦を受入れる場合は、日額2,250円(上限額:月額45,000円)

### ★研修までの流れ

- ①事前相談(作物選定・研修受入先の相談等)
- ②体験研修(1日～7日程度)
- ③意思決定
- ④面談(受入農家の選定)
- ⑤研修計画書作成、事業申請
- ⑥研修開始

※申請に必要な書類の内容など、詳しくはお問い合わせください。



### お問い合わせ先

唐津市役所 農政課	TEL: 72-9128	肥前市民センター 産業・教育課	TEL: 53-7145
浜玉市民センター 産業・教育課	TEL: 53-7105	鎮西市民センター 産業・教育課	TEL: 53-7155
厳木市民センター 産業・教育課	TEL: 53-7115	呼子市民センター 産業・教育課	TEL: 53-7165
相知市民センター 産業・教育課	TEL: 53-7125	七山市民センター 産業・教育課	TEL: 53-7175
北波多市民センター 産業・教育課	TEL: 53-7135		

※この事業は、全国のみなさまから贈られた「ふるさと納税」を活用して実施しています。